

事務局長・部長等調整会議の開催に関する申合せ

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、事務執行に係る協議、調整及び連絡のための事務局長・部長等調整会議の開催に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務局長・部長等調整会議)

第2条 大学の管理運営及び事務執行を円滑に行うため事務局長・部長等調整会議を置く。

2 事務局長・部長等調整会議は、事務局長、部長及び参与、その他事務局長が必要と認める者で構成し、毎月第3月曜日に開催する。

3 事務局長・部長等調整会議は、事務局長が召集し、その議長となる。

(ワーキングチーム)

第3条 事務局長・部長等調整会議のもとに、事務局長の諮問に応じて調査・分析を行うためのワーキングチームを置くことができる。

(補則)

第4条 事務局長・部長等調整会議は、定例の開催日以外に開催することができる。

2 この申合せの改廃は、事務局長・部長等調整会議の議を経て、事務局長が行う。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。